

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年5月19日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第6号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>弁明の通知の掲示</u>)</p> <p>第10条の2の5 法第51条の4第7項の規定による弁明の通知の掲示は、弁明通知公示送達書（様式第5号の2の7）により行う。<u>この場合において、同条第6項第2号に規定する弁明書の提出期限は、弁明通知公示送達書の掲示を始めた日から14日を経過した日とする。</u></p> <p>様式第5号の2の7（第10条の2の5関係）</p> <div data-bbox="145 1048 770 1288" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、<u>この公示をした日から起算して14日を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。</u></p></div> <p>[略]</p>	<p>(<u>公示による弁明の通知</u>)</p> <p>第10条の2の5 法第51条の4第7項の規定による弁明の通知の掲示は、弁明通知公示送達書（様式第5号の2の7）により行う。</p> <p><u>2 法第51条の4第7項の規定により弁明の通知を行う場合においては、同条第6項に規定する弁明書の提出期限は、同条第7項に規定する措置を開始した日から14日を経過した日とする。</u></p> <p>様式第5号の2の7（第10条の2の5関係）</p> <div data-bbox="831 1048 1457 1288" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>[略]</p><p>注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、<u>同項に規定する措置を開始した 年 月 日から14日を経過したときに、この通知の到達があったものとみなされます。</u></p></div> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。